

《商品概要説明書》

定期積金（1）

平成 22 年 10 月 1 日現在適用中

1.商品名(愛称)	・定期積金(スーパー積金)
2.販売対象	・法人・個人
3.期間	・6 ヶ月以上 5 年以下
4.預入 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000 円以上 ・1,000 円単位
5.支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
6.利息(給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7.税金	・個人の給付補填金には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります (なお、マル優は利用できません) ・法人は総合課税になります
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・個人のものは「総合口座」の担保とすることができます (自動振替扱いのみ) (貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに 0.7%上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による受入ができます
10.中途解約時の取扱い	・当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います
11.金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

定期積金（2）

12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または相談室(9時～17時30分、電話:058-327-8011)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置:東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります ただし、決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)については全額保護されません